

DIQ改定における注意事項

原子力規制庁保障措置室
2025年4月22日

1. 目的
2. 「設計情報質問表 (DIQ)」とは？
3. 「設計情報検認 (DIV)」とは？
4. 設計情報質問表 (DIQ) の変更に係る主な注意点
5. DIQ の変更に係る情報を提出するタイミング
6. 重大な変更と重大でない変更に係る判断
7. DIQ 中の設計情報と現場状況の差異への対策

- 原子力事業者は、必要に応じて、設計情報質問表 (Design Information Questionnaire: DIQ) の改定 (変更) に係る作業を行うことが必要
 - また、計量管理規定に基づき、当該DIQの変更に係る情報を期限までに、原子力規制委員会に連絡することが必要
 - 原子力規制委員会は、外務省を経由する外交ルートで、補助取極に基づく期日までに当該DIQの変更に係る情報をIAEAに提供することが必要
- ⇒ 今回の連絡会では、上記の手続きを円滑かつ確実にを行うため、認識の共有を図ることが目的

2. 「設計情報質問表(DIQ)」とは？

- IAEAが、軽水炉、加工施設などの施設タイプごとに設計情報等に係る情報について収集するために定型化した質問表
- 各国は、各質問事項に係る情報を記入し、IAEAに提供
- 主に以下のような情報；
 - ✓ 施設の目的、公称能力及び地理的位置等の施設の同定データ
 - ✓ 核物質の形状、所在箇所及び移動並びに核物質を使用し、生産し又は処理する重要な設備の配置の概略
 - ✓ 核物質の計量、封じ込め及び監視に関連する施設の特徴
 - ✓ 施設で実施され又は計画されている核物質の計量管理の手続
- IAEAは、このDIQで提出された情報に基づいて、通常査察の頻度や査察中にアクセス可能な枢要箇所など、個々の施設の保障措置手順を詳述した施設付属書(Facility Attachment: FA)を作成

3. 「設計情報検認(DIV)」とは？

- IAEAが各原子力施設において実施する検認作業
- 基本的には、国から提供されたDIQに記載されている設計情報の正確性と完全性について検証するとともに、当該施設に適用されている保障措置アプローチの継続的な妥当性を確認
- DIVの実施については、実施期日の1週間前の時点までに通告

- 変更の必要性が生じた情報が重大な変更に当てはまるかどうか
- 上記の「重大な変更に当てはまるかどうか」を踏まえた上で、当該変更について、原子力規制委員会に連絡するタイミングは適切か

5. DIQの変更に係る情報を提出するタイミング

- 変更される設計情報には、「重大な変更計画」、「重大な変更」、「重大でない変更」を原子力規制委員会に連絡するタイミングが定義されている
 - DIQ中で、当該変更する情報を原子力規制委員会に提出するタイミングは、以下のとおり

設計情報質問表の変更に関連する情報	国に対する連絡期限
重大な変更案 (Code 3.1.6)※	関連した許可申請書等を政府に提出、又は許可申請等を必要としない事項についてはその変更を提出した後、速やかに
重大な変更 (Code 3.1.7)※	重大な変更の完了後、可能な限り速やかに
重大でない変更 (Code 3.1.8)※	変更を完了した後、最初の在庫変動報告と同時に

※ 補助取極 (Subsidiary Arrangement) に規定

- 重大な変更かどうかの判断のポイント
 - 変更する情報が、補助取極で定めるCode 3.1.6に相当し、各FAにおいて重大な変更位置付けられているかどうか
 - 自ら定めた計量管理規定に記載された重大な変更に対応する情報かどうか

- DIQ中に「重大な変更計画」の段階の設計情報を含み、現場状況との間で差異が生じる場合の対策の必要性を認識
 - DIQにおいて、「重大な変更計画」に相当する設計情報を点線で囲んだ上で、「変更計画」の段階である旨を明確化
 - また、DIQにおいて、点線で囲まれた変更計画が完了した場合に、重大な変更が完了したことを連絡する旨を明確化
- この対応により、DIVの現場において、IAEA査察官から「DIQの情報と現場の状況に差異がある」との指摘の回避を達成

※DIQの適切な変更について今後とも、
ご理解とご協力をお願いします。